

提供日 2026/03/16
タイトル 県職員（知事部局）の懲戒処分
担当 総務部人事課
連絡先 監察班
TEL 054-221-3230



幸福度日本一の静岡県

（趣 旨）

本日、静岡県は、懲戒処分を次のように実施した。

（概 要）

1 事案（その1）

- (1) 処 分 日 令和8年3月16日（月）
- (2) 処分量定 減給（10分の1）3箇月
- (3) 部 局 名 交通基盤部
- (4) 本庁・出先の別 出先機関
- (5) 職 位 班長級
- (6) 年 代 50歳代
- (7) 性 別 男性
- (8) 事 件 概 要

被処分者は、令和6年12月31日（火）午後3時18分頃、自家用車を運転中、静岡市清水区を通る国道の側道の信号機のある交差点を左折進行するにあたり、横断歩道上の自転車と衝突し、運転していた被害者に入院加療約130日間の傷害を負わせた。

2 事案（その2）

- (1) 処 分 日 令和8年3月16日（月）
- (2) 処分量定 戒告
- (3) 部 局 名 経済産業部
- (4) 本庁・出先の別 出先機関
- (5) 職 位 課長級
- (6) 年 代 50歳代
- (7) 性 別 男性
- (8) 事 件 概 要

被処分者は、令和7年10月8日（水）午後2時23分頃、自家用車を運転中、賀茂郡河津町の国道において、法定速度40キロメートル毎時のところを89キロメートル毎時で走行し、著しい速度超過を犯した。

3 事案（その3）

- (1) 処 分 日 令和8年3月16日（月）
- (2) 処分量定 戒告
- (3) 部 局 名 経済産業部
- (4) 本庁・出先の別 出先機関
- (5) 補 職 名 技能員
- (6) 年 代 20歳代
- (7) 性 別 男性
- (8) 事 件 概 要

被処分者は、令和7年5月2日（金）午前7時55分頃、自家用車を運転中、焼津市の県道の交通整理の行われていない交差点を右折進行するにあたり、右方道路から進行してきた大型自動二輪車と衝突し、運転していた被害者に入院加療約12週間の傷害を負わせた。